

諮問番号：令和８年度諮問第１号
答申番号：令和８年度答申第１号

答 申 書

第１，箕面市行政不服審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

第２，事案の概要及び諮問に至るまでの経過

- １ 本件は、箕面市長（以下「処分庁」という）が審査請求人 ●●●● 氏（代理人 ○○○○ 氏）に対して固定資産税等滞納金徴収に係る差押処分（令和７年１１月４日付け箕総債第４７６２号「差押調書」によるもの。以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が本件処分を不服とし、本件処分の取消を求め、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４条の規定に基づき、令和８年２月１３日付け審査請求書の提出をもって本件審査請求を行ったものである。
- ２ 審査庁は、行政不服審査法第９条第１項の規定に基づき、同年２月２５日付けで審理員を指名した。
- ３ 審理員は、審査請求人に対し、期限を設定し、不服理由についての詳細な説明及び処分庁の弁明書に対する反論書の提出を求めるとともに、口頭意見陳述実施の意向確認を行ったが、審査請求人から回答がなかったため、同年７月２９日をもって審理手続を終結した。
- ４ 審理員は、行政不服審査法第４２条第２項の規定に基づき、同年８月１７日、審査庁に対して審理員意見書及び事件記録を提出した。審理員意見書の結論は、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきであるとする内容である。
- ５ 審査庁は、審理員意見書等の内容を踏まえ、同年８月２０日、箕面市行政不服審査会に諮問した。

第３，審査請求人及び処分庁の主張の要旨

- １ 審査請求人の主張の要旨
審査請求人は、本件処分に不服であるとして、本件処分の取消しを求めた。なお、具体的な不服理由については特に述べていない。
- ２ 処分庁の主張の要旨
処分庁は、本件処分は根拠法令に基づき適正に執行されたものであり、本件処分について違法・不当なところは一切ないとして、本件審査請求を

棄却することを求めた。

第4、審理員意見書の要旨

審理員意見書は、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきであるとするものであり、その理由の要旨は次のとおりである。

(1) 審査請求人は、差押処分不服であると主張するが、不服の理由についての詳細な説明はなく、また、審査庁から複数回提出するかどうかの確認がなされたが、本件処分に係る口頭意見陳述の申し出や処分庁の弁明書に対する反論書の提出はされておらず、本件処分の事実に関する認否あるいは不服とする具体的内容は不明である。

(2) 処分庁は、弁明書において、本件処分に係る差押えは法に基づき適正に執行されていると主張する。

この点、本件処分に係る督促は、適法な範囲内にあり有効と認められ、違法・不当な点は認められない。

また、差押処分について、いずれの未納付金についても督促状を発した日から10日以上経過した後、本件処分が行われている。また、処分庁は督促から10日経過後に直ちに財産を差し押さえてはおらず、審査請求人へ催告書で複数回に渡り納付を依頼するとともに、審査請求人代理人の納付相談等にも応じている。しかしながら、審査請求人から一度も納付がされなかったため、納付の意思が極めて低いと判断し、差押えに至ったものである。

上記のとおり督促手続及び督促から本件処分に至る処分庁の手続は、適法かつ合理性があり有効と認められ、違法・不当な点は認められない。

第5、箕面市行政不服審査会における調査審議の経過

- 1 当審査会は、同年8月20日付け諮問書（審理員意見書等の写し添付）の提出を受け、その内容を検討した。
- 2 当審査会は、同年8月26日付けで、審査請求人及び審査庁に対して、行政不服審査法第81条第3項で準用する同法第76条の規定に基づき、主張書面又は資料の提出ができる旨とその期限を通知したが、当該期限である同年9月8日までに双方から提出はなかった。また、同法第81条第3項で準用する同法第75条の規定に基づく口頭意見陳述の申立てもなかった。
- 3 当審査会は、同年9月17日に以上の経過等を踏まえて審議した。

第6，箕面市行政不服審査会の判断の理由

審査請求人の主張に理由があることを裏付ける証拠が認められないこと及び督促から差押えに至る本件処分の手続（滞納処分費を含む）に違法・不当な点は認められないことから、審理員意見書の判断は相当である。

よって、本件審査請求には理由がなく、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、「第1 箕面市行政不服審査会の結論」のとおり答申する。

以上